

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン（原案）」に対して提出された  
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和5年12月18日(月)から令和6年1月17日(水)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン（原案）」についての意見・情報の募集を行い、また、市町等に意見照会を行った結果、県民および市町等から合計13件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	県民	団体等	市町
序章 計画の策定にあたって	1 件	-	-
第1章 高齢者を取り巻く状況	-	-	-
第2章 計画の目指すもの	-	-	-
第3章 分野別施策			
第1節 誰もがいきいきと活躍できる共生社会づくり	1 件	-	1 件
第2節 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり	3 件	-	-
第3節 暮らしを支える体制づくり	2 件	1 件	-
第4節 2040年を支える介護職員等の確保・育成・定着の推進	-	-	-
第5節 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築	-	1 件	-
第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援	-	-	-
第4章 計画の円滑な推進のために	-	1 件	-
全体に係るもの	2 件	-	-
計	9 件	3 件	1 件

合計 13 件

### 3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

(※)「頁」は県民政策コメント実施後のもので、実施時に公表した資料の頁と異なります。

No	頁	意見・情報の概要	意見への回答
序章 計画の作成にあたって			
1	1	「団塊の世代」、「団塊ジュニア世代」の表現は、若者に暗く、重く、荷物を押し付けている感じがします。今生に生きる世代が楽しく、明るく暮らせる表現をお考え下さい。	本計画では、本文33ページにもありますように、地域に住む全ての世代が「支え手」「受け手」という関係を超えてつながら、一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができる社会の実現を目指すこととしております。  御指摘の箇所は社会背景の説明として、一般化したわかりやすい表現として使用していることから、原案のとおりとします。
第1章 高齢者を取り巻く状況			
第2章 計画の目指すもの			
第3章 第1節 誰もがいきいきと活躍できる共生社会づくり			
2	39・50	老人クラブの会員数が5%を切る市町がある中で「より一層の活性化」で対応が十分といえるのでしょうか。	高齢者の興味や関心が多様化していることや老人クラブ以外の活動の場の増加等により老人クラブ加入率は減少していますが、老人クラブ自体は引き続き、高齢者や地域などにとって重要な組織ではあるため、より一層の活性化を図り、より魅力的な組織となり、加入率向上を図るための支援は必要と考えています。そのため、老人クラブへの支援・助成等については、引き続き継続し、老人クラブ活動の拡充や活性化を図っていきます。  なお、令和6年度以降はさらに県老人クラブ連合会などと一緒になり、どのようなことができるか県としても考えてまいります。
3	51	〈就業支援 市町シルバー人材センターの取組を支援〉具体的に情報提供や、各市町のシルバー人材センターの連絡先等を百歳体操を実施している公民館、図書館といった比較的健康で時間に余裕がある高齢者が集う場にポスターを掲示して、働く意欲のある人に向けて情報の発信してゆくと良いと考えています。 ちなみに在住市のシルバー人材センターは車でしか行けない場所に事務所があり、車に乗れない人は説明会に参加しても登録を諦めている現状にあります。駅前に支所を設けて事務手続きなど利便性の向上を図ることで、貴重な高齢者の労働力の活用が進みます。	情報発信につきましては、100歳体操など通いの場を所管する市町とも御意見を共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。  人材センターの立地の利便性につきましては、当該市や団体とも御意見を共有させていただきます。
第3章 第2節 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり			
4	61	本文にある「行方不明の高齢者への事前登録制度やGPS等の購入助成など」に加えて、「認知症高齢者向け自治体補償」に取り組むのはどうか。	令和5年度時点で県内5市町において「認知症高齢者向けの事故に伴う公的救済制度」が運用されているところであります。 県としても、こうした市町の取組事例を全市町に共有し、実施の促進を図ってまいります。

No	頁	意見・情報の概要	意見への回答
5	62	<p>〈若年性認知症の支援〉 先日若年性認知症、認知症の家族のつどいに参加しました。 高齢者の認知症と違い、若年性認知症の家族は働き盛りの大黒柱である事が多く、今後の生活設計に多大なる影響が及びます。 参加されていた方は、お子さんも学齢期にあり、不安な心情を吐露しておられました。 若年性認知症の場合、まだ認知症患者全体の中で少数派であり、隠したい方が多く、当事者同士が腹を割って繋がり、情報交換出来る場が無いことを訴えておられました。個人情報の壁があり、中々難しいかもしれませんが、支援者がどこにいるか、どういった経済的支援が受けられるのか、医療機関にリーフレットを作成して案内してゆくと良いのではないかと考えます。</p>	<p>県では平成29年度より、若年性認知症の方やその家族、関係機関の皆様方が相談・支援にアクセスしやすい環境を整備するため、県内の若年性認知症の方やその家族への支援が可能な事業所の情報について、県ホームページでの公開や、関係機関への情報提供等を実施しているところです。 また、若年性認知症の支援者向け研修等において、若年性認知症の人が活用できる社会資源についても情報提供を実施しています。</p> <p>引き続き、支援者が若年性認知症の方へ適時適切に情報を届けることができるよう取組を継続してまいります。加えて、認知症になった時も安心して暮らすことができるよう、若年性認知症を含む認知症への理解を深めるための普及啓発や、認知症の人と家族を支える地域づくりの取組を進めてまいります。</p>
6	64	<p>〈認知症看護認定看護師 令和5年9月時点で22名〉 公益社団法人日本看護協会が公開されているHPIによると、2022年12月現在、A日程を受講した認定看護師は滋賀県で24名とあったので、2023年9月には、2名減となったのでしょうか。或いは出典となる元データが違うのでしょうか。 認知症看護認定看護師が増えて安心して家族が病院で受診出来るよう望みます。</p>	<p>原案では、公益社団法人日本看護協会が公開している滋賀県の認知症介護認定看護師のうち、滋賀県内の医療機関等に所属し、氏名を公表している認定看護師の数としています。</p> <p>引き続き、認知症看護認定看護師の拡大を図るための支援を実施してまいります。</p>
第3章 第3節 暮らしを支える体制づくり			
7	72	<p>地域ケア会議が個別課題の解決のレベルにとどまっている現状に対して、何が目詰まりになっているのかを調査し現状把握した上で、適切な研修や支援等をしていく必要があるのではないかと。</p>	<p>御意見を踏まえ、各市町における現状や課題等を聞き取りながら、効果的な地域ケア会議が行われるよう支援を実施してまいります。</p>
8	79	<p>成年後見制度で後見人を選ぶ際に、詳細な情報があり、自分にあった後見人を選ぶことができるシステムを作れば、成年後見制度はある程度使いやすくなるのではないかと(介護サービス情報公表制度のようなもの)</p>	<p>成年後見を必要とする人が利用しやすい制度となるよう、国において第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の見直しや運用改善について検討がなされているところです。 県としても、国の検討状況を注視しつつ、権利擁護支援体制の更なる充実を図るとともに、必要な人が成年後見制度を利用できるよう関係者間の連携や理解の促進に取り組んでまいります。</p>
9	80	<p>介護保険法では、従前の家族介護を転換し、介護を社会で支えることを目指したわけですから、今の介護で不足している訪問介護の充実を図り、介護する家族の生活も保障する施策にするため、次の内容を加えることを提案します。</p> <p>指標に、訪問介護事業所による「登録喀痰吸引等事業者」の目標を設定する。</p>	<p>県では、在宅医療・介護に関連する各団体・当事者団体に参画いただき、レイカディアプランや保健医療計画の「在宅医療」分野をより詳細に記載するものとして位置づける『滋賀県における在宅医療推進のための基本方針』を策定しております。(本文2ページ参照)</p> <p>レイカディアプランや保健医療計画の改定に併せて、本方針の改定も行っており、その中で、医療依存度が高い方の介護サービスの充実について記載するとともに、御提案いただいた「たん吸引・経管栄養登録行為事業者数(不特定多数の者対象)」についても、各専門職が関与する在宅医療の充実に係る指標とともに目標値設定を行っており、そちらで進捗を評価していきたいと考えております。</p>

No	頁	意見・情報の概要	意見への回答
第3章 第4節 2040年を支える介護職員等の確保・育成・定着の推進			
第3章 第5節 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築			
10	93	<p>介護保険法では、従前の家族介護を転換し、介護を社会で支えることを目指したわけですから、今の介護で不足している訪問介護の充実を図り、介護する家族の生活も保障する施策にするため、次の内容を加えることを提案します。</p> <p>3 現状・課題(各論)、施策の方向と取組  (1) 居宅サービス ①訪問系居宅サービス ア訪問介護  現状・課題「施策の方向と取組」の次に登録喀痰吸引等事業者を加える。  ・訪問看護事業所との連携を深めるとともに、登録喀痰吸引等事業者や定期巡回の普及を図る</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】  ・喀たん吸引や経管栄養が実施できる介護職員の養成を行います。(追記)</p> <p>※御提案の箇所は「サービス」の普及を図るとしていることから、別項に記載するとともに、事業者の普及については『滋賀県における在宅医療推進のための基本方針』により定めます。(No.9参照)</p>
第3章 第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援			
第4章 計画の円滑な推進のために			
11	135	<p>〈事業者に期待される役割〉  介護者(家族)も仕事と生活の両立を図れるようにするためには、労働者を雇用する事業所も対応が求められることから、以下追記する。</p> <p>持続可能で安心できる社会を作るためには、希望に応じて「就労」と「介護」を両立できるようにすることが重要です。  このためには、全ての労働者を対象に長時間労働の抑制等仕事と生活の調和策を進めていくとともに、特に、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について仕事と家庭の両立支援を進めていくことが期待されます。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】  〈地域・団体に期待される役割〉  ○ サービス事業者に留まらず、労働者を雇用する事業者が、従業員の仕事と介護等の両立が図られるよう、取組を進めていくことが期待されます。(追記)</p> <p>※〈事業者に期待される役割〉の項の「事業者」はサービス事業者であることから、〈地域・団体に期待される役割〉と整理します。</p>
全体・その他			
12		<p>病状、入所期間に応じて保険料の減免等の方法をお考えいただけたらと思います。</p>	<p>介護サービスの提供と同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費、利用者負担の適切な組み合わせによる介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっております。</p> <p>県としても、介護保険が将来にわたり安定的なものとなるよう必要な制度の改善を図ることや、低所得者対策については、引き続き介護保険料軽減や利用料の負担軽減について、恒久的な制度としての拡充などを要望しているところです。</p>
13		<p>社会の取組として、定年退職後の過ごし方、税金や保険料のことなど、現役引退の時期に「老後の過ごし方」などの啓発・教育が必要だと思えます。</p>	<p>本文40ページで「老い方の基礎を体系的に学ぶ」100歳大学の取組を紹介させていただいているほか、47ページで高齢期を見据えた学びや活動の充実を図ることとしており、レイカディア大学での学び等により、取り組んでまいります。</p>